

【京都大学における動物実験の
実施に関する規程について】

京都大学動物実験委員会 HP 参照

(<http://www.anim.med.kyoto-u.ac.jp/ARCKU>)

京都大学における動物実験の実施に関する規程について

京都大学において動物実験を適正に行うために、『京都大学における動物実験の実施に関する規程』が、平成 19 年 4 月 1 日から施行されます。これに伴い、「京都大学動物実験指針」は、廃止されます。

『京都大学における動物実験の実施に関する規程』は、平成 18 年 6 月 1 日に施行された「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律」と「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」を踏まえ作成されました。また、文部科学省から告示された「動物実験等の実施に関する基本指針」と、日本学術会議が制定した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」を参考にしています。

『京都大学における動物実験の実施に関する規程』のポイントを以下に挙げます。

- 実験動物の愛護に関する理念である 3Rs を念頭に入れ、実験動物を適切に利用することに配慮すること。すなわち、「できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用すること(Replacement)」、「できる限りその利用に供される実験動物の数を少なくすること(Reduction)」、「できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法によって行うこと(Refinement)」。
- 動物実験責任者は、実験の開始および年度更新時に「動物実験計画書」を、終了時に「動物実験結果報告書」を提出しなければならない。
- 実験動物の飼養保管施設と実験室の設置には、部局の長の承認が必要。
- 実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者は教育訓練を受けなければならない。
- 動物実験に関する自己点検・評価等に関する情報を毎年 1 回程度公表する。

詳しくは、京都大学動物実験委員会のホームページ

(<http://www.anim.med.kyoto-u.ac.jp/arcku/>) を参考にしてください。

- (様式 1) 京都大学動物実験計画書
- (様式 2) 動物実験計画 (変更・追加) 承認申請書
- (様式 3) 動物実験結果報告書
- (様式 4) 飼養保管施設設置承認申請書
- (様式 5) 実験室設置承認申請書
- (様式 6) 施設等 (飼養保管施設・動物実験室) 廃止届